平成２１年（フ）第３７２号
兵庫県西宮市高塚町７番７号、住民票上の住所兵庫県西宮市甲陽園山王町１番101―508号
債務者　垣中祥一郎
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３７４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目34番22号プレミール武庫之荘107号
債務者　南　由加里
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５９号
兵庫県尼崎市大島２丁目19番２―105号、前住所兵庫県尼崎市武庫町１丁目28番12―306号
債務者　田原　勝章
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４８１号
兵庫県西宮市田近野町７番２―107号
債務者　奥田美代子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１５号
兵庫県尼崎市丸島町22番地
債務者　新井文男こと　朴　　補仁
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２６４号
長崎県長崎市琴海村松町708番地７
債務者　宮原　美砂
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
長崎県長崎市宿町104番地２
債務者　古場えり子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
長崎県長崎市茂木町43番地１　ダムール打越201、旧住所長崎県長崎市北浦町2759番地２
債務者　三浦　初美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
沖縄県那覇市字与儀213番地
債務者　村山　盛秋
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４４号
山形県新庄市十日町1319番地
債務者　笹　キエノ
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第２２１号
長野市大字大豆島7487番地１
債務者　谷屋みつn
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
長野県松本市大字島立1731番地１
債務者　海野　晴美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第８３５号
岐阜県瑞穂市本田1537番地１　ミキセジュールＡ棟101号
債務者　東　　和文
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２９２号
岐阜市西荘１丁目13番15―308号第２ヴィラあさの
債務者　成田　麻子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６０号
山口県岩国市新港町３丁目１番６―101号
債務者　米田　公代
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第６１号
山口県熊毛郡田布施町大字上田布施2621番地３
債務者　白坂　秀和
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第７６号
山口県岩国市周東町上久原2456番地
債務者　津村　　洋
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第７７号
山口県岩国市周東町上久原2456番地
債務者　津村もも子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第８２号
山口県岩国市玖珂町6119番地２
債務者　髙田　仁美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
山口地方裁判所岩国支部